

鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金（就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金交付要綱（令和5年3月17日付第202200295822号鳥取県福祉保健部長通知。以下「交付要綱」という。）の別表第1欄に掲げる「就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業」に係る補助について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、障がい者就労施設等事業者に対して ICT 機器等の導入に係る費用の助成を通じ、利用者にとって働きやすい職場環境を整備することにより障がい者の生産能力の向上、障がい者が従事可能な担当業務の拡充を図ることを目的とする。

（対象機器）

第3条 この補助金の対象経費は、次の各号に定める機器等の導入に係る経費（寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- （1）ICT 機器等（RPA や AI 等の技術を搭載したものが望ましい）
- （2）工作機器・治具
- （3）その他障がい者が従事する作業を効率化するために必要となる機械

なお、対象とするものは、補助事業の実施事業者が提出した事業計画書（様式第1号（第7条関係）その2）により、以下のいずれかに該当するものと県が認めるものとする。

- ア 導入することで、障がい者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの。
- イ 生産活動を行うために障がい者自身が利用することで、作業の効率化が図られるもの。
- ウ 導入することにより、障がい者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの。
- エ 障がい特性に応じた適切な就労支援に資するもの

（例）利用者向けの AI レジ、遠隔で操作できる接客ロボットやドローン、障がい者が使用しやすいようにアプリを導入する等で改良した PC やタブレット、事務作業の簡略化のための RPA 技術を搭載したもの、研修用の VR ゴーグル、視覚障害者のための文字を音声に変換する治具、障害特性に応じた担当作業や職場環境等を確認するためのアセスメントツール等 等

※ただし、単なる PC やタブレットの購入費用は補助対象とならない。

（補助事業の要件）

第4条 補助事業の実施にあたっては、次の条件を付すものとする。

- （1）ICT 機器等導入前後の比較を行い、障がい者の生産活動への参加促進等の状況について県に報告すること。
- （2）ICT 機器等の導入目的、導入製品の内容や活用方法、障がい者の生産活動の参加状況、導入効果等を当該施設等のホームページ等により公表すること。
- （3）前2項の報告及び公表の内容について、県及び厚生労働省が ICT 機器等の活用好事例として公表等を行うことに同意すること。

(実施状況の報告)

第5条 知事は補助対象事業者に対し、必要に応じて事業の実施状況の報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月23日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。